

第5号議案 規則類改訂承認の件

平成22年の事業計画により、これまで臨時委員会として活動していたニュース委員会を常置委員会とするのに伴い、社団法人 物理探査学会規則を下記の通り改訂することをお諮りします。

また、現行の規則類の改訂は、全て総会での承認が必要となっており、今後、一般社団法人もしくは公益社団法人等への移行申請に向けて規則類の迅速な改訂が必要となることが予想されるため、併せて、下記の通り規則類の改訂を理事会の議決のみで行えるように改訂することをお諮りします。なお、今後、規則類を追加制定する場合も同様の取り扱いと致したい。

社団法人 物理探査学会規則	
改訂案	現行
<p>(委員会の設置)</p> <p>第22条 学会は、会務運営並びに定款第5条の事業遂行のために、次の常置委員会を設ける。各常置委員会の業務・運営等については、委員会分掌規程、委員会運営規程に定める。</p> <p>(1) 総務・財政委員会 (2) 会員・広報委員会 (3) 会誌編集委員会 (4) 学術講演委員会 (5) 企画開発委員会 (6) 事業委員会 (7) 国際委員会 (8) 表彰委員会 <u>(9) ニュース委員会</u></p>	<p>(委員会の設置)</p> <p>第22条 学会は、会務運営並びに定款第5条の事業遂行のために、次の常置委員会を設ける。各常置委員会の業務・運営等については、委員会分掌規程、委員会運営規程に定める。</p> <p>(1) 総務・財政委員会 (2) 会員・広報委員会 (3) 会誌編集委員会 (4) 学術講演委員会 (5) 企画開発委員会 (6) 事業委員会 (7) 国際委員会 (8) 表彰委員会</p>
<p>(規則の改廃)</p> <p>第2条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。</p>	<p>(規則の制定および変更)</p> <p>第2条 この規則の<u>制定および変更</u>は、理事会および総会の議決を経るものとする。</p>

社団法人 物理探査学会会計処理規則	
改訂案	現行
<p>(規則の改廃)</p> <p>第10条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。</p>	<p>(規則の改廃)</p> <p>第10条 この規則の改廃は、理事会及び総会の議決を経て行うものとする。</p>

社団法人物理探査学会事務処理規則	
改訂案	現行
<p>(規則の改廃)</p> <p>第 11 条 この規則の改廃は、理事会の議決を <u>経て行う</u>ものとする。</p>	<p>(制定と変更)</p> <p>第 11 条 この規則の<u>制定及び変更</u>は、理事会及 <u>び総会</u>の決議を<u>経る</u>ものとする。</p>

社団法人物理探査学会就業規則	
改訂案	現行
<p>(規則の改廃)</p> <p>第 31 条 この規則を改廃は、理事会の議決を <u>経て行う</u>ものとする。</p>	<p>(規則の改廃)</p> <p>第 31 条 この規則を改廃<u>する</u>場合は、理事会 <u>および総会</u>の議決を<u>経て</u>行うものとする。</p>

以上